

入院時食事療養費・入院時生活療養費について

令和7年11月1日 現在

入院時食事療養費

入院中の食事については、食材料費相当を標準負担額としてご負担いただきます。

1、70歳未満の方

区 分		1食あたりの食事代
一般（限度額区分ア～区分エ）		510円 (例外)指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等:300円
低所得者 (限度額区分オ)	90日目までの入院	240円
	91日目以降の入院	190円

2、70歳以上の方

区 分		1食あたりの食事代
現役並み所得者・一般		510円 (例外)指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等:300円
低所得者Ⅱ	90日目までの入院	240円
	91日目以降の入院	190円
低所得者Ⅰ(老齢福祉年金受給権者)		110円

入院時生活療養費

療養病床に入院する65歳以上の方は、介護保険との負担均衡を図るため、所得に応じて食費と

居住費を標準負担額としてご負担いただきます。

1、65歳以上70歳未満の方

区 分	1食あたりの食事代	1日あたりの居住費
一般（限度額区分ア～区分エ）	510円	370円
低所得者（限度額区分オ）	240円	370円※

2、70歳以上の方

区 分	1食あたりの食事代	1日あたりの居住費
現役並み所得者・一般	510円	370円※
低所得者Ⅱ	240円	370円※
低所得者Ⅰ	140円	370円※
低所得者Ⅰ(老齢福祉年金受給権者)	110円	0円

※については患者の状態により金額が異なります。